「緑地における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組の推進」に ついて御意見をお寄せください

川崎市では、緑の基本計画に基づき、緑の保全を進めるとともに、維持管理については、市 民ボランティアとの協働により進めてきました。しかしながら、協働の取組については、会員 の高齢化や後継者の育成等といった課題に直面しており、幅広い世代に関心をもってもらい、 新たな担い手の確保につなげることが必要になっています。

このような中、王禅寺四ツ田緑地等における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組とその成果を踏まえ、令和6年度から指定管理者が王禅寺四ツ田緑地の管理運営とその他緑地等における活動団体の中間支援等を担うことを予定しています。本取組の推進(王禅寺四ツ田緑地の管理運営に指定管理者制度を導入)にあたっては、都市公園条例の一部改正が必要になるため、市民の皆様の御意見を募集します。

|1 意見募集の期間

令和5年3月22日(水)~令和5年4月20日(木)

- ※郵送の場合は、令和5年4月20日(木)の消印まで有効です。
- ※持参の場合は、令和5年4月20日(木)の17時15分までとします。

2 意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、住所 又はメールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号: 044 (200) 3973 (川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課)

(3) 郵送先・持参先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワー・リバークビル 17 階 川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課

《注意事項》

- ・ 御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人 情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- 電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政コーナー、情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局緑政部みどりの事業調整課、川崎市ホームページ、各区市民館、図書館

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課

電話:044(200)1202 FAX番号:044(200)3973

E — mail: 53mityo@city.kawasaki.jp